

# 室蘭工業大学自動販売機設置運營業務

## 入 札 説 明 書

令和2年8月

国立大学法人室蘭工業大学

# 入 札 説 明 書

国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）の調達契約に係る入札公告（令和2年8月12日付け）に基づく入札等については、本学会計規則、本学契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）、本学物品供給契約基準、本学役務提供契約基準及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約責任者等

### (1) 経理責任者

国立大学法人室蘭工業大学 事務局長 阿 部 英 樹

### (2) 所属部局名 国立大学法人室蘭工業大学

### (3) 所在地 〒050-8585 北海道室蘭市水元町27番1号

## 2 調達内容

### (1) 調達件名 室蘭工業大学自動販売機設置運營業務 一式

### (2) 調達件名の仕様等 詳細は、別冊仕様書による。

### (3) 履行期間 令和2年（2020年）10月1日～令和5年（2023年）9月30日までの3年間

### (4) 履行場所 国立大学法人室蘭工業大学

### (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

## 3 競争参加資格

(1) 取扱規則第5条及び第6条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 被保佐人、被補助人及び未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）並びに破産者で復権を得ない者

なお、被保佐人、被補助人及び未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合はこれにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学が認定した競争参加資格において令和 02 年度（平成 32 年度）に北海道地域の「物品の販売」又は「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争参加者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、次のとおり。

〒050-8585 北海道室蘭市水元町27番1号

室蘭工業大学経理課経理係

TEL 0143-46-5045

- (3) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 公正性かつ無差別が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者は、競争に参加する資格を有さない。
- (5) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者は、競争に参加する資格を有さない。
- (6) 経理責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者は、競争に参加する資格を有さない。
- (7) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- (8) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格の確認のための書類、並びに入札公告及び入札説明書に示した役務を履行できることを証明する書類（以下「履行できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒050-8585 北海道室蘭市水元町27-1

室蘭工業大学施設課施設マネジメント係

TEL 0143-46-5072

- (2) 入札書の受領期限  
令和2年8月28日（金）17時00分（郵送等の場合には受領期限までに必着のこと。）
- (3) 入札書の提出方法
- ① 競争参加者等は、別冊の仕様書、図面、契約書（案）及び取扱規則並びに契約基準を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。
  - ② 競争参加者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月15日開札〔室蘭工業大学自動販売機設置運營業務 一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (ア) 調達件名：室蘭工業大学自動販売機設置運營業務 一式

(イ) 販売手数料率（販売単価（消費税及び地方消費税を含む。）に販売本数を乗じた売上のうち、本学に納付する金額を算出するために売上に乗じる一定（販売品目、販売単価等に関わらず）の率とする。）パーセントで記入

(ウ) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「9月15日開札〔室蘭工業大学自動販機設置運營業務 一式〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話等その他の方法による入札は認めない。

- ④ 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑤ 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

#### （4）入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 調達件名及び販売手数料率のないもの
- ③ 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 調達件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 販売手数料率の記載が不明確なもの
- ⑦ 販売手数料率の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

#### （5）入札の延期等

競争参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までには代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争参加者等は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和2年9月15日(火) 10時30分  
室蘭工業大学本部棟本部棟3階小会議室

(8) 開札

- ① 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争参加者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争参加者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争参加者等は、経理責任者が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。  
(ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者  
(イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、1回目の開札に立ち会わない競争参加者等は再度入札を辞退したものとして取り扱う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争参加者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記4の(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争参加者等は、開札日の前日までの間において、経理責任者から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該

競争参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別記1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。
- ③ 経理責任者は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札広告及び入札説明書に示した役務を履行できるかどうかの判断以外に競争参加者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争参加者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札広告及び入札説明書に示した役務を履行できるかどうかの判断の対象としない。

(4) 落札者の決定方法

- ① 上記4の(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争参加者等であって、上記3の競争参加資格及び本入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争参加者等の販売手数料率が、本学が作成した予定販売手数料率を以上で、最高の販売手数料率をもって有効な入札を行った競争参加者等を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争参加者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 経理責任者は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争参加者等に書面により通知する。
- ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に学長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、学長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した役務を履行できることを証明する書類の内容は、仕様

書と同様にすべて検査等の対象とする。

② 別冊仕様書等の内容に従って検査等を実施する。

**【添付書類】**

別記 1	競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
別紙様式	入札書様式（委任状様式含む）
別冊	仕様書
別冊	契約書（案）
別冊	契約事務取扱規則、物品供給契約基準、役務提供契約基準

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 誓約書
- (2) 令和2年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は本学資格）の写し・・・1部

2 履行できることを証明する書類

- (1) 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 設置予定自動販売機のカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部  
（設置予定の種類に応じて各1部）
- (3) アフターサービス体制が整備されていることを証明できる資料・・・・・・・・ 1部
  - ・業務実施体制図（指揮命令系統及び連絡先、担当者、責任者を図示したもの）
  - ・緊急時連絡体制図（災害時及び深夜、休日等に急務が発生した場合の体制図）

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。



(用紙A4)

令和 年 月 日

## 誓 約 書

国立大学法人室蘭工業大学 御中

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

電話：

FAX：

業務名：室蘭工業大学自動販売機設置運營業務 一式

令和2年8月12日付け公告のあった室蘭工業大学自動販売機設置運營業務に係る競争参加資格を有するものとして、入札説明書、「3 競争参加資格」の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)について該当いたしませんことを誓約します。

なお、契約後若しくは業務完了後に虚偽が明らかになった場合は、貴学の指示に従います。